

補助金制度について



深田 真史 議員

(加西の新しい未来
を創る政策研究会)

問 加西市は9月から賃貸共同住宅等建設促進補助金の制度を改正。単身者用アパート、マンションの固定資産税・都市計画税相当額を建設後10年間、市が補助することに改正した。なぜ単身者用なのか。

答 今年、市内工業団地の企業や不動産業者に聞き取り調査したところ、単身者用アパートが市内にない、少ないという答えを得たからです。

問 通常、補助金の期限は3年から5年とされる。10年の理由は何か。

答 現在、家族用アパートが多くなっており、単身者用に特化する

ため、施主のリスクを少しでも軽減し、建設を促進する制度として10年間にしました。

問 元々、賃貸共同住宅等建設促進補助金は5年間の期間としていた。その補助金の効果について、評価・検証が十分にできていない。そんな中で10年に改正する必要が本当にあるか。

答 賃貸住宅の建設は、25年度たくさん建設申請がありました。単身者用は相変わらず伸びがなく、それに特化した優遇制度があつてもいいのではと思い、早く単身者用は建ててほしい気持ちもありました。

問 加西市はいったい何をもって「人口増」とするのか。単身者用アパートを建てるにあたり、加西市へ住民票を異動させることを企業も協力するのかはっきりさせてほしい。単に住めばいいというのではない。加西市が目指すのは住民票をきちんと移してもらい、それで「人口増」とすることではないのか。

答 おっしゃるとおりですが、工業団地の企業は従業員が来ると言ふアパートを探すのですが単身者用がないと言われるので、加西市として最低住める環境を用意していくことだと思っております。

問 補助金は政策的目標や効果を明確にして行われるもので、いきなり10年はおかしい。政策的目標すらわからない事業に対して期間がさらに拡大されている。補助金制度のPDCAは一体どうなっているのか。加西市にはその考え方が通用しないのか。

答 一戸当たり何人が住んで、固定資産税も含め試算をして対応しています。PDCAがなっていないのではなく、財政のチェックも含めて内部で検討してやっています。

■他の質問項目

- ・地域包括ケアシステムについて
- ・加西市国民健康保険の給付費適正化について
- ・債権管理について

介護保険制度について



井上 芳弘 議員

(日本共産党)

問 要支援の方々の見直しですが、要支援認定者が通所介護や訪問介護を利用されている状況は。

答 このたびの法改正により、介護予防生活支援サービス事業への移行となるのは、要支援の訪問介護の利用者は92名、通所介護利用者は158名で、訪問介護、通所介護とも利用者の25%が要支援者の利用です。

問 全国一律の基準で、これまで運営されてきた介護給付が廃止されると、ボランティア等

の話がありますが、全体として、どういう形で変わっていくのか。

答 介護予防生活支援サービスの事業の移行は、平成29年までに、すべての市町村で実施することになっており、現在の介護予防サービス利用者は、新サービスへ移行していただくことになりますが、専門的なサービスを必要される方には、引き続き介護サービス事業所から、従前と同様のサービスを受けていただくことが可能です。

また、比較的単価が低くなると思われる多様な担い手からのサービスも選択いただけます。

意見 多様なサービスというのは、基本的に費用を削減するために、NPOやボランティアによるサービス提供になる。事業を委託する場合、単価は現在の介護報

酬以下に設定するというふうに、事業費を縮小していく。一方、利用料は要介護者の負担割合1割を下回らないとしている。結局、負担は変わらないのに、権利としての保障から、ボランティアによる支援施策になってしまいます。

要支援者は生活に困難を抱え、必要だからこそ、要支援という介護制度の中で取り組まれてきた。そういう意味では、自治体が総合的に計画を立てるに当たっては、現在のサービスが後退しないことが、極めて重要だと思う。

■他の質問項目

- ・平和事業について
- ・防災について
- ・国保制度について
- ・社会基盤整備プログラムに関する連絡
- ・ごみの減量について